

盛岡市監査委員告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 29 年 10 月 16 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 29 年 7 月 5 日付け 29 盛監第 24 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 上下水道局に係る指摘事項                  |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                       |

29盛水総第188号  
平成29年9月29日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年7月5日付け29盛監第24号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 上下水道局水道建設課）

業務委託契約に係る身分証明書発給事務に当たり、返納の確認がなされていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

身分証明書発給事務に当たり、受注者から業務完了時に身分証明書が返却されていることを確認するとともに、盛岡市上下水道局職員の身分証明書に関する規程に準じて事務処理を行うこととした。また、身分証明書の重要性の意識を徹底するため、業務マニュアルを作成し課内研修で周知した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、身分証明書の返納はされていたものの、身分証明書交付簿による管理等、返納後の事務処理を適正に行っていなかったことによるものである。

今後は、盛岡市上下水道局職員の身分証明書に関する規程に準じて身分証明書交付簿による管理を行い、業務マニュアルに基づき複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

29盛水総第188号  
平成29年9月29日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年7月5日付け29盛監第24号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 上下水道局浄水課）  
指名競争入札に当たり、無効とすべき入札書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
  - (1) 措置の内容  
指名競争入札に当たり、盛岡市競争入札参加者心得に基づく適正な事務処理について課内研修で周知徹底した。
  - (2) 原因及び再発防止策の内容  
原因は、入札書の記載内容の確認不足によるものである。  
今後は、複数の入札事務執行者における確認及び決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

29盛水総第188号  
平成29年 9月29日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春  
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成29年7月5日付け29盛監第24号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 上下水道局下水道整備課）
  - (1) 下水道事業受益者負担金の過誤納金の返還に当たり、算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (2) 業務委託契約に係る身分証明書発給事務に当たり、返納の確認がなされていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
  - (1) 措置の内容
    - ア 指摘事項(1)について  
過誤納金の返還に当たり、算定方法に誤りがあった返還加算金について、返還手続きを行った。また、過誤納金返還金交付要綱に基づく適正な事務処理について、還付と返還金交付事務の相違点等及び事務処理の手順を記載した業務マニュアルを作成し、課内研修で周知徹底した。
    - イ 指摘事項(2)について  
身分証明書発給事務に当たり、受注者から、業務完了時に身分証明書が返却されていることを確認するとともに、盛岡市上下水道局職員の身分証明書に関する規程に準じて事務処理を行うこととした。また、身分証明書の重要性の意識を徹底するため、業務マニュアルを作成し課内研修で周知した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、過誤納金返還金交付要綱における返還加算金の算定方法の認識不足によるものである。

今後は、複数の職員で業務マニュアルに基づき算定内容を確認するほか、決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、身分証明書の返納はされていたものの、身分証明書交付簿による管理等、返納後の事務処理を適正に行っていなかったことによるものである。

今後は、盛岡市上下水道局職員の身分証明書に関する規程に準じて身分証明書交付簿による管理を行い、業務マニュアルに基づき複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。